

令和 6 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01436

研究課題名（和文）ソフトローの機能の多様性を踏まえた企業統治・企業買収におけるその活用の在り方

研究課題名（英文）Utilization of Soft Law in Corporate Governance and Mergers and Acquisitions  
Considering the Diversity of Soft Law Functions.

研究代表者

加藤 貴仁（Kato, Takahito）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：30334296

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 12,000,000円

研究成果の概要（和文）：企業統治班と企業買収班の2つの研究班を設置し、各領域における個々のソフトローの機能とその形成過程（なぜ、ソフトローによる規制が選択されたのかを含む。）の分析を行った。その結果、個々のソフトローが機関投資家や上場会社の行動を変容させるメカニズムを明確にし、かつ、ソフトローが実際に司法判断やハードローの形成に様々な形で影響を与えていることも明らかにした。これらの研究成果を踏まえて、研究実施期間中に改定又は新たに策定されたソフトローを分析することによって、今後、このようなソフトローの変化が実務にどのような形で影響を与える可能性があるかを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

会社法の重要分野である企業統治および企業買収におけるソフトローの機能を分析することにより、その機能の多元性に加えて、ソフトローと制定法・判例法の役割分担及び両者の相互作用のメカニズムを明らかにした。ソフトローという規制手法は今後も活用されていくと予想されるが、本研究は、手続的な正統性を確保しながら、政策目的を効率的に実現していく手段としてソフトローを使いこなしていくために有用な理論的枠組みを提供した。

研究成果の概要（英文）：In this study, two research groups were established, one focused on corporate governance and the other on corporate acquisitions. The analysis centered on individual soft laws within each area, examining their functions, formation processes, and the rationale behind choosing soft law. Through the research, the mechanisms by which soft laws influence the behavior of institutional investors and publicly traded companies were elucidated. Furthermore, it was demonstrated that soft law significantly impacts judicial decisions and the development of hard law. Based on these findings, the potential implications of soft law changes on legal practice were highlighted by analyzing recently revised or newly formulated soft laws during the research period.

研究分野：会社法、金融法、FinTech

キーワード：ソフトロー コーポレート・ガバナンス 企業統治 企業買収

## 1. 研究開始当初の背景

近年、企業統治と企業買収の領域では、ソフトローの規制手法が法制度の発展に大きく寄与してきた。たとえば、企業統治については、東京証券取引所の有価証券上場規程、日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会『「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』、③コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」、④経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」、⑥経済産業省「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」(グループガイドライン)などがある。また、企業買収については、経済産業省＝法務省「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」、経済産業省「公正なM&Aの在り方に関する指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」、などがあった。これらの中には本研究の開始後に改定がなされたものがあり、また、新たに、経済産業省「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」などが策定された。

このような規制手法は、立法府が定める制定法やその解釈としての判例法(併せて「ハードロー」と呼ばれる。)と対置される「ソフトロー」として一括して位置付けられることもあるが、それぞれの機能には大きな差異がある。第1に、ソフトローがハードローによる規制の代替手段となる場合である。第2に、ソフトローが実務に対するガイドラインとなる場合である。第3に、訴訟で争われることが少ないため、判例法理が発展しにくい領域における法解釈の明確化としてソフトローが機能する場面がある。

もっとも、ソフトローという規制手法には、問題がないわけではない。ソフトローは、その性質上、策定の手続がハードローに比べて簡易なものとなる傾向にある。規制の導入の適否は、それ自体として十分検討されるべきであるが、ソフトローという手法を取ることによって安易に規制が事実上強化されている可能性も否定できない。また、ソフトローを前提として形成された実務が一種の既得権となり、ハードローの改正に際してソフトローが制約原理として機能する現象も登場している。しかし、従来の会社法学では、このようなソフトローの問題点は、アドホックに指摘されるにとどまり、理論的かつ批判的に検討されてはこなかった。ソフトローという規制手法は今後も活用されていくと予想されるが、手続的な正統性を確保しながら、政策目的を効率的に実現していくためには、ソフトローとハードローの適切な役割分担を意識した上で、ソフトローを使いこなしていくことが必要である。そのためには、ソフトローが具体的に果たしている機能について、その多様性を踏まえた上で、分析を深めることが望まれていた。また、ソフトローの基礎理論に関する研究においても、ソフトローという規制手法が一樣なものではなく、規範の形態やエンフォースメント手段に多様性があることが意識され始めているが、抽象度の高い理論にとどまっており、企業統治や企業買収という具体的な文脈においてソフトローを活用していくための指針を提供するには至っていなかった。

## 2. 研究の目的

本研究は、会社法の重要分野である企業統治および企業買収における政策実現手段としてのソフトローの望ましい活用の在り方はどのようなものかを明らかにすることを目的とする。ソフトローの機能は、制定法による規制の代替、実務に対するガイドライン、判例法理が発展しにくい領域における法解釈の明確化など、多元的である。本研究は、このようなソフトローの機能の多元性を明らかにするとともに、制定法・判例法との役割分担と相互作用を分析する。先行研究の多くが個々のソフトローについてのアドホックな研究と抽象度の高い基礎理論に二分している中で、本研究は、企業統治および企業買収の領域における各種のソフトローを横断的に捉え、それらが果たしている具体的な機能の多様性に着目することを通じて、制定法・判例法との役割分担と相互作用を解明し、もって、ソフトローの活用の基礎理論の構築を目指す。

## 3. 研究の方法

(1) 会社法に関する政策論を達成する手段として、ハードローとソフトローによる規制をどのように組み合わせるのが望ましいかを明らかにするためには、個々のソフトローがそれぞれの文脈において具体的に果たしている機能とその形成過程をより深く分析し、ハードローとの間の相互作用に影響する要因を突き詰めた上で、一般的に応用可能な枠組みを構築するという手順を取ることが必要である。そこで、本研究では、企業統治班と企業買収班の2つの研究班を設置し、各領域における個々のソフトローの機能とその形成過程(なぜ、ソフトローによる規制が選択されたのかを含む。)の分析を行うこととした。

(2) 企業統治班と企業買収班による各領域における個々のソフトローの機能とその形成過程の分析を相互に共有し、規制手法としてソフトローが機能するための条件を抽出することを試み

る。なお、本研究の実施期間中に重要なソフトローの改定や新たなソフトローの策定が相次いだため、企業統治班と企業買収班による個別的な研究を優先させた。

#### 4. 研究成果

(1) 企業統治班の研究成果は、スチュワードシップ・コードを分析対象とするもの、その他のソフトローを分析対象とするもの、ソフトローがハードローの形成に与える影響及びソフトローとハードローの役割分担を分析対象とするものに大別される。

スチュワードシップ・コードについては、第1に、スチュワードシップ・コードの意義と限界を研究するため、インデックス・ファンドによる議決権行使にかかるインセンティブを分析するとともに、インセンティブの過小さを改善するための立法論として金融商品取引法の大量保有報告書規制等のあり方を検討した。第2に、イギリスから各国に伝播したスチュワードシップ・コードは、実は各国の株主構成や経済状況等のローカルコンテクストによって異なる種々の目的で策定されたものであることを踏まえて、日本のスチュワードシップ・コードの現状と課題をイギリス・シンガポールの状況と対比しつつ検討した。第3に、アジア諸国のスチュワード・シップ・コードを比較分析し、各国による策定の背景はそれぞれのガバナンス構造によって多様であり、スチュワードシップ・コードの採択というトレンドは表層的な現象に過ぎないことを明らかにした。

スチュワードシップ・コード以外のソフトローについては、第1に、コーポレートガバナンス・コードに関する研究として、東京証券取引所の市場区分の再編がもたらすコーポレート・ガバナンスのあり方への影響を分析した。市場区分の見直しにおいて特徴的なこととして、市場の区分と上場企業に要請されるコーポレート・ガバナンスのあり方が結びつけられていることを指摘できるが、特にプライム市場に求められるコーポレート・ガバナンスの水準がより高いものとされることの適否を中心に、市場区分とコーポレート・ガバナンスのあり方の関係について、理論的な検討を行った。第2に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を題材とし、ガイドラインであるため強制力はないものの、先行する海外の経験を参照し、サプライチェーンリスクにきちんと対処していないとリスクマネジメントに失敗していると評価される可能性が高まっているため、企業としての取引先把握が重要な経営課題となっていることを明らかにした。また、関連して、ソフトローにより企業統治におけるステークホルダーの利益の位置付けの変化が促されていることへのハードロー側の対応として、事業活動を通じて社会的目的の達成を目指す「社会的企業」と呼ばれる企業についての日本法の状況と取締役がステークホルダーの利益を適切に考慮しなかったことによって会社に対する義務違反に問われることがあるかという問題を分析した。

ソフトローがハードローの形成に与える影響及びソフトローとハードローの役割分担を対象とするものについては、令和元年会社法改正と親子上場制度を題材とする研究を行った。令和元年会社法改正によって会社補償とD&O保険が導入されたが、このような改正の原動力の1つは経済産業省によるガイドラインの作成であった。新たに導入された会社補償とD&O保険に関する規律について、その意義と解釈上問題となりうる点を分析し、特にD&O保険の弊害への対処に関しては、会社法による規制は限定的なものにとどまっており、保険会社による保険契約の内容のコントロールと会社によるその開示に委ねられる部分が多いことを明らかにした。親子上場については、近年では親子上場ができる仕組み自体を廃止すべきだという論調の議論も見られるところ、本研究では、こうした結論に至るために最低限検討すべき論点を整理した上で、親子上場に伴う子会社少数株主搾取の問題を、法制度の改善といった、親子上場制度を廃止する方法以外の方法で緩和する可能性を明らかにした。

(2) 企業買収班の研究成果は、ソフトロー（ガイドライン）が司法判断の形成に与える影響等を分析対象とするもの、企業買収と金融商品取引法及び関連するソフトロー（金融庁が公表するQ&Aを含む）の関係を分析対象とするもの、ソフトロー（ガイドライン）の形成過程を分析対象とするもの、に大別される。

第1に、ソフトロー（ガイドライン）が司法判断の形成に与える影響等について、特に、企業買収に関するソフトローにおいて、支配権の変動の是非については、対象会社の企業価値を向上させるかどうかという視点で評価すべきこと、および、対象会社の企業価値を向上させるか棄損させるかについては株主の判断を重視するべきことという考え方が定着してきたことを前提に、支配権の変動に関する株主意思を重視する視点から、公開買付けの強圧性への対処方法としての買収防衛策の導入について検討した。強圧性については金融商品取引法の公開買付規制を改正することで適切なルールを作り出すというハードローアプローチもあるが、ソフトローをベースに裁判所による法の適用を中心にするアプローチの可能性を明らかにした。買収防衛策の事例ではないが、実際に、支配株主によるキャッシュアウトにかかる株式買取請求の公正な価格が問題となった裁判例であるファミリーマート事件を分析することにより、同事件は基本的には従来の裁判例の流れの中に整合的に位置づけられるものの、経産省「公正なM&Aのあり方に関する指針」というソフトローおよびそれに基づく実務における手続的な公正性担保措置の進化の影響もあり得ることを明らかにした。

第2に、企業買収と金融商品取引法及び関連するソフトローの関係について、具体的には、公開買付規制における買付け等の意義、全部買付義務の適用範囲についての金融商品取引法の解釈を検討し、その際、金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ & A」の解釈論との対

比と問題点を指摘した。また、主要株主の短期売買差益返還義務の立法の経緯を分析し、日本の制度の母法であるアメリカの1930年ころの議会での資料等に遡り、いかにしてそれが日本に影響を与えたか、また、日本でいかにして変容が加えられて立法されていったのかを解明した。金融商品取引法はスチュワードシップ・コードとも密接な関係がある。そこで企業統治班との共同研究により、大量保有報告制度における重要提案行為概念という、機関投資家との対話の在り方を考えるにあたっての重要な解釈論上の問題点を検討した。本研究は、令和6年の金融商品取引法改正（公開買付制度と大量保有報告制度の改正）に大きな影響を与えたと思われる。

第3に、ソフトロー（ガイドライン）の形成過程について、経済産業省が2023年に公表した「企業買収における行動指針」を題材として、その策定に関与した研究者及び実務家との共同研究を行い、上記の指針の意味を明確化し、実務に与える影響、判例法理との関係などを多角的に解明した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計33件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 2331
2. 論文標題 支配株主によるキャッシュアウトに係る株式買取請求の公正な価格 ファミリーマート事件（東京地決令和5年3月23日）の検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 4-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤田友敬 = 飯田秀総 = 石綿学 = 加藤貴仁 = 三瓶裕喜 = 田中亘 = 角田慎介	4. 巻 33
2. 論文標題 座談会 「企業買収における行動指針」の検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ソフトロー研究	6. 最初と最後の頁 113-212
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 23巻8号
2. 論文標題 組織再編の差止請求と子会社株主による親会社等の責任追及	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 40-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 2323
2. 論文標題 スチュワードシップコードの国際的動向と日本の現状	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 4-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 1580
2. 論文標題 日本における人権尊重関連制度の現状と経営陣リスク	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 14-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Nobuko MATSUMOTO	4. 巻 16
2. 論文標題 Social Enterprise in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ICCLP Publications (International Center for Comparative Law and Politics Graduate Schools for Law and Politics, the University of Tokyo)	6. 最初と最後の頁 90-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松元暢子	4. 巻 96巻11号
2. 論文標題 倒産の危険性の高い会社の100%減資を伴う再建において再出資を行う取締役の義務	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学研究	6. 最初と最後の頁 87-98
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 2335
2. 論文標題 株主の議決権の基礎理論 残余権者から投資戦略へ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 22-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 158
2. 論文標題 コーポレート・ガバナンスにおける機関投資家の役割と会社法・金融商品取引法の課題(1)～インデックス・ファンドを中心に～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 588-611
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 158
2. 論文標題 コーポレート・ガバナンスにおける機関投資家の役割と会社法・金融商品取引法の課題(2・完)～インデックス・ファンドを中心に～	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 956-981
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 1576
2. 論文標題 上場手法の多様化と課題－IPO・ダイレクトリスティング・SPAC	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 55-60
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 1647
2. 論文標題 公正性担保措置および「公正なM&Aの在り方に関する指針」の意義と限界?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 17-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 1577
2. 論文標題 社外取締役に関する実証研究とコーポレートガバナンス改革	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 72-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 2320
2. 論文標題 「ソフトロー」の規範性の今後	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 30-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 2317
2. 論文標題 東京電力株主代表訴訟はESGに係る経営陣の責任を変容させるか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 4-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 1580
2. 論文標題 資金決済法の改正 決済の安全性の確保のために	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 76-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 1563号
2. 論文標題 資本市場の再編とコーポレート・ガバナンスのあり方	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 2279号
2. 論文標題 実務問答金商法の理論的検討――連載第21回～30回について――	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 2-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 21巻7号
2. 論文標題 あとがき―社外取締役の役割をめぐる3つの問題提起	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 56-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 286
2. 論文標題 ESGと信託	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信託	6. 最初と最後の頁 6-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 1619
2. 論文標題 スキーム・オブ・アレンジメントにおける頭数要件とshare splitting : 金子・小館・楽・新城論文へのコメント	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 14-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松元暢子	4. 巻 493
2. 論文標題 条文から考える会社法の基本問題 - 会社の目的	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 1566号
2. 論文標題 コーポレート・ガバナンスとSDGs	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 68-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 2231号
2. 論文標題 株主提案権に関する規律 (とその趣旨) の見直し	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 12-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 1547号
2. 論文標題 パンデミックにおけるCSRとソフトロー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 44-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤元	4. 巻 199号
2. 論文標題 会社補償・D&O保険	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 69-81
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松元暢子	4. 巻 21巻1号
2. 論文標題 親子上場制度廃止の是非	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 83-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松元暢子	4. 巻 157巻1号
2. 論文標題 合資会社の無限責任社員の退社に際する金員支払債務	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 116-130
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 2244号
2. 論文標題 買収防衛策の有事導入の理論的検討――公開買付けの強圧性への対処――	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 4-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 2249号
2. 論文標題 実務問答金商法の理論的検討〔上〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 12-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 飯田秀総	4. 巻 2250
2. 論文標題 実務問答金商法の理論的検討〔下〕	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商事法務	6. 最初と最後の頁 22-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松井智予	4. 巻 93巻5号
2. 論文標題 会社制度と格差の是正	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 4-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤貴仁	4. 巻 21巻3号
2. 論文標題 従属上場会社における少数株主保護のあり方 『有用性』と『信頼』を両立させる制度整備を	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ビジネス法務	6. 最初と最後の頁 1
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計10件

1. 著者名 飯田秀総	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 293
3. 書名 企業買収法の課題	

1. 著者名 Nobuko MATSUMOTO	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 978
3. 書名 The International Handbook of Social Enterprise Law- Benefit Corporations and Other Purpose-Driven Companies (担当: 675-692)	

1. 著者名 Gen Goto	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 693
3. 書名 Global Shareholder Stewardship (担当: 222-238, 613-630)	

1. 著者名 Gen Goto	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Cambridge University Press	5. 総ページ数 559
3. 書名 The Cambridge Handbook of Shareholder Engagement and Voting (担当: 107-125)	

1. 著者名 神田 秀樹、加藤 貴仁、児玉 康平、三瓶 裕喜、武井 一浩	4. 発行年 2022年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 200
3. 書名 コーポレートガバナンス改革と上場会社法制のグランドデザイン	

1. 著者名 飯田 秀総、金商法・実務研究会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 408
3. 書名 実務問答金商法	

1. 著者名 飯田秀総、松元暢子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 財務詳報社	5. 総ページ数 410
3. 書名 企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言 2022年度版 (担当: 196-246, 339-367)	

1. 著者名 後藤 元、会社法・実務研究会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 472
3. 書名 実務問答会社法	

1. 著者名 飯田秀総、松元暢子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 財經詳報社	5. 総ページ数 460
3. 書名 企業法制の将来展望 資本市場制度の改革への提言 2021年度版(担当: 283-309, 311-343)	

1. 著者名 田中 亘、梅野 晴一郎、沖 隆一、加藤 貴仁、齋藤 真紀、邊 英基	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 224
3. 書名 Before / After 会社法改正	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	後藤 元  (Goto Gen)  (60361458)	東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授   (12601)	
研究分担者	岡本 暢子(松元暢子)  (Okamoto Nobuko)  (60507804)	慶應義塾大学・法学部(三田)・教授   (32612)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	松井 智予  (Matsui Tomoyo)  (70313062)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授    (12601)	
研究分担者	飯田 秀総  (Hidefusa Iida)  (80436500)	東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・准教授    (12601)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関